

# 東住吉区妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業 会計年度任用職員 募集要項

## 1 募集人数

1名

## 2 業務内容

- ・妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業の制度案内、申請方法等の説明、問合せ対応
- ・妊娠8か月頃面談対象者への案内文・アンケートの送付、進捗状況管理
- ・業務端末における入力、確認等の補助
- ・その他上記以外で必要と認められる事務の補助

## 3 応募資格

- (1) 一般的な事務作業のできる者（資格不問）
- (2) 地方公務員法第十六条（欠格条項）に該当しない者

地方公務員法（抜粋）

（欠格条項）

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

以上(1)、(2)を満たす者がこの試験を受けることができます。

※年齢、学歴は問いません。

※日本国籍を有しない方も受験できます。ただし、日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

## 4 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※勤務実績に応じて再度任用される場合があります。（2回まで最長3年）

## 5 勤務条件等

### (1) 勤務時間・日数

週4日30時間勤務

午前9時～午後5時15分（休憩45分含む）

### (2) 休日

日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始及び月曜日から金曜日までのうち指定する1日

### (3) 勤務場所

大阪市東住吉区東田辺1丁目13番4号

東住吉区役所1階 保健福祉課（保健担当）

### (4) 報酬等

報酬（月額）

176,436円～196,620円

期末・勤勉手当（6月、12月に支給）

820,426円～914,282円（6月、12月の合計額）

※採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。

※上記の他に通勤手当や勤務実績に応じた手当（超過勤務手当等）が支給されます。

※期末・勤勉手当は、1年目は3.64375ヶ月ですが、再度の任用がされた場合2年目以降は4.65ヶ月となります。

※報酬等は、募集時点のものですが、給与改定等により採用時には変更されることがあります。

### (5) 休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、勤務時間に関する規則に基づき付与されます。

年次休暇	付与日数：12日 付与期間：令和8年4月1日（任用日）～令和9年3月31日（任期満了日）
特別休暇	<p>【有給】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・夏季休暇・忌引休暇・結婚休暇・産前産後休暇・配偶者分べん休暇</li><li>・育児参加休暇・災害等の出勤困難な場合 等</li></ul> <p>【無給】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・生理休暇・妊娠障害休暇・育児時間休暇・<u>子の看護休暇※1</u></li><li>・<u>短期介護休暇※1</u> ・ドナー休暇 (※1) 別途取得要件あり</li></ul>

その他、育児休業等制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。（別途取得要件あり）

(6) 社会保険

健康保険（共済組合）、厚生年金保険（日本年金機構）、雇用保険

(7) 服務

地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。

営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

(8) その他

受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

## 6 選考方法

口述試験（試験時間 15 分程度）

## 7 選考日及び選考会場

日時：令和8年2月10日（火曜日）

場所：送付する受験票に記載しておりますので、そちらをご確認ください。

## 8 申込方法

次の書類等を持参または郵便等で送付してください。なお、郵便等の場合は必ず簡易書留（または簡易書留に準ずるもの）で申し込みください。

※次の書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

(1) 大阪市会計年度任用職員採用申込書 1通

※過去3カ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

※採用申込書は本市所定の様式に限ります。

(2) 申し立て書 1通

※申し立て書は、本市所定の様式に限ります。

(3) 「受験案内」送付用の定形封筒（長形3号） 1通

※必ず宛先を記載のうえ、110円切手を貼付してください。

### ○採用申込書の受付期間等

(1) 持参する場合

ア 申込期間

令和8年1月23日（金曜日）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）

午前9時から午後5時30分まで

イ 採用申込書受付場所

〒546-8501 大阪市東住吉区東田辺1丁目13番4号

大阪市東住吉区役所総務課（5階51番窓口）

(2) 郵便等で送付する場合

ア 申込期間

令和8年1月23日（金曜日）まで（当日必着）

※「東住吉区妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業会計年度任用職員採用申請書等在中」と朱書きした封筒に入れて、送付してください。

イ 採用申込書送付先

上記(1)イと同じ

○受験案内の送付

試験の時間等の詳細については、受験案内により受験者本人あてに通知します。

なお、令和8年2月4日（水曜日）までに受験案内が届かない場合は令和8年2月5日（木曜日）午後5時までに東住吉区役所総務課へ連絡してください。

## 9 合格者の決定について

(1) 合格者の決定は、口述（面接）試験により、決定します。

※合格基準を定めていますので、一定の基準に達しない場合は、不合格となります。

(2) 結果は、合否に関わらず、本人に文書で通知します。なお、電話等でお問い合わせにはお答えできません。

## 10 その他

この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。

受験に際して大阪市が収集した個人情報は職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

## 11 問合せ先

〒546-8501 大阪市東住吉区東田辺1丁目13番4号

申込みについて 東住吉区役所総務課 電話 06-4399-9625

業務内容について 東住吉区役所保健福祉課（保健）電話 06-4399-9882

## **応募にあたって**

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものですが、心得た上で、申込を行ってください。

### **【大阪市職員基本条例】(抜粋)**

#### **(倫理原則)**

**第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。**

#### **(職員倫理規則)**

**第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則(以下「職員倫理規則」という。)を定めるものとする。**

**2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。**

### **【その他遵守すべき事項の例】**

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと